よくあるご質問(Q/A)

Q1　基礎研究は対象か。

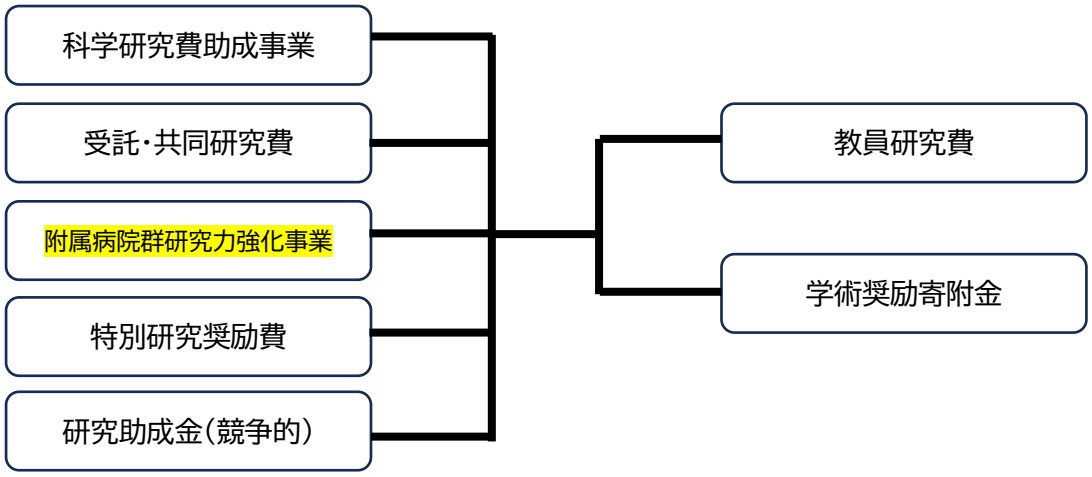
A　基礎研究は対象外です。本事業は臨床研究を対象とした支援事業です。

Q2　経費の執行期間は。

A　事業提案書に記載した「事業期間」に応じて執行が可能です。事業期間を複数年度とされた場合、1年目の残額を2年目に繰り越すことも可能ですが、原則、提案書に記載された内容通り計画的に執行願います。

Q3　研究費の合算使用は可能か。

A　使用目的(使途)が定められている研究費(下図の左側)となりますので、不足分を使途の制限のない他の研究費(下図の右側)で補うことは可能です(研究費使用ハンドブックより)。




Q4　過去の公募で不採択となった場合でも、同じ申請内容で2回目も申請しても問題ないか

A　2回目の申請を妨げるものではありません。

Q5　教員以外が申請し採択された場合には研究員登録が必要とのことだが、具体的な手続きを教えて欲しい

A　医学研究科の下記サイトに掲載されている「研究員願書」を作成し、主任教授の押印をもらって、医学部事務課の研究員担当に提出する。
https://www.nagoya-cu.ac.jp/med/office/office/#mibun
なお、本事業申請時には研究員登録は不要であり、採択後に研究員登録をお願いします。

Q6　同一研究者が複数研究課題を申請してもよいか

A　複数研究課題の申請を妨げるものではありません。ただし、公募要項に「予算及び申請区分ごとの申請状況等も勘案した上で、研究力強化支援事業配分案を決定します。」と記載されている通り、配分案を決定するにあたり、同一研究者が複数件採択されることについて考慮される可能性はあります。

Q7　研究代表者や分担者が、異動（同一法人内）した場合や、退職した場合の取扱いはどのようにすべきか。

A　原則下記の通りとする。
【研究代表者が異動対象となった場合】
※研究代表者を変更する場合や研究を中止する場合は、臨床研究推進課まで連絡願います。
①　異動先が学内
　“研究代表者を変更する”、“研究代表者を変更しない”または“研究を中止する”について研究代表者が決める。
②　異動先が学外
　“研究代表者を変更する”または“研究を中止する”について研究代表者が決める。
【研究分担者が異動対象となった場合】
異動先が学内外にかかわらず、引き続き研究分担者として参加することは可能。取扱いは研究代表者が決める。

Q8　科研費や受託研究等の外部資金等を獲得している（する予定）または、学内の競争的資金の獲得をしている（する予定）研究において、本事業に応募することは可能か。

A 競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に記載されている、不合理な重複に該当しないよう対応願います。